

7 生徒心得

1 学校生活における留意事項

本校生徒は、実践目標に掲げた「正しい判断・自主的行動」を体現するため、日常の生活において次に示すことがらを遵守して、誠実で礼儀正しく規律ある生活を送ること。

(1) 礼 儀

礼は互いに敬愛と親和の情をあらわすものであり、ひいては秩序を正すものであるから、これを尊重すること。よって、あいさつをし、無作法な態度を自重すること。

(2) 服 装

服装は、別に定める服装規定による。

(3) 校内生活

集団の生活においては規律が大切であり、個性の伸長とともに学校集団の一員として、その規律を維持するよう努めなければならない。

① 登 校

始業 10 分前には登校し、諸準備を完了すること。遅刻は他の生徒の学習の妨げとなり、迷惑をかけることになるので、絶対に遅刻をしないように心がけること。

② 授 業

ア 毎時始業のチャイムがなった時点で教室で静かに教科担当の先生が来るのを待ち、授業の初めと終わりには姿勢を正して先生に礼をすること。

イ 授業の時刻になっても先生が来ないときは、ホームルーム代表は職員室に行き、速やかに連絡をとること。

ウ 授業中は姿勢を正し、静粛を保ち、私語や怠業をせず、教科の学習に専念すること。

エ 始業時から終業時まで原則として校外に出ないこと。ただし、やむを得ない理由で外出するときは、クラス担任の許可を受けること。

③ 下 校

ア 放課後、用事のない生徒は 17 時までに下校すること。

イ 下校時刻延長の必要がある場合は、担任または先生の許可を受けること。

④ 欠席・欠課・遅刻・忌引

ア 病気その他やむを得ない事由で欠席・遅刻・早退する場合は、保護者を通して電話その他の方法により担任に連絡すること。

イ 忌引の日数は次のとおりとする。

○父母（7 日） ○祖父母（3 日） ○兄弟姉妹（3 日） ○伯叔父母（1 日）

○同居の親族（1 日）

⑤ 休学・退学・転学の願・届

休学・退学・転学及び住所・姓名・保護者の変更は、所定の様式によって願または届を出すこと。

⑥ その他の願・届

次の場合は、願または届を出すこと。

○ 証明書（成績・卒業見込・在学証明書・調査書等）の交付を受けようとする場合

○ 旅客運賃割引証（学割交付願）の交付を受けようとする場合

○ 公有物を使用する場合

○ 地域キャリアビジネスコースの生徒がアルバイトをする場合（届出制）

※ ただし、帰宅時間を考慮し就業時間は夜 22 時までとする。

※ 進学アドバンストコースの生徒のアルバイトは許可制とする。

⑦ 所持品

- ア 所持品には必ず記名しておくこと。
- イ 教科学習及び特別活動に必要な用具以外は、学校に持参しないこと。
- ウ 金銭・物品の貸借は慎み、貴重品の管理は各自が責任をもって行うこと。
- エ 金銭・物品を紛失し、または、拾得した場合は係の先生に届け出ること。

⑧ 儀式・集会

- ア 儀式・集会などのときは、その意義をよく認識して積極的に協力し、会場では静粛を保つこと。
- イ 集合・解散は迅速、かつ、静かに行動すること。
- ウ 会場準備、後片付け等は、係の先生の指示により学年輪番制で行う。
- エ 儀式のときは正装とする。

⑨ 美化・衛生

- ア 校舎内外の分担区清掃は怠らず実施して、清潔保持に努めること。
- イ 清掃用具は大切に扱い、常に所定の箇所に一定数備えておき、不足した場合は係の先生に申し出て補充すること。
- ウ 生徒が掲示しようとするときは、その内容、責任者名、掲示期間等を生徒会に届け出て、担当教員の許可を受けること。また掲示が終わったら直ちに取り除くこと。

⑩ 校舎・校具の保全

- ア 学校の建物・器具等は丁寧に取り扱い、使用後は所定の場所に必ず整頓しておくこと。
- イ 校舎・校具等を破損した場合は、速やかにクラス担任に届け出てその指示を受けること。
(原則として当該生徒が弁償するものとする。)

⑪ 風紀・交友

- ア 上級生は下級生に対し親愛の情をもって指導し、下級生は上級生を尊敬し、互いに校友として謙虚な態度で助けあい協力しあうこと。
- イ 男女の交際は常に明朗で節度を保ち、軽率で慎みを欠くような態度はとらないこと。

⑫ 禁止事項

- ア 生徒心得に違反する行為
- イ 喫煙・飲酒など法律に反する行為
- ウ 暴力・脅迫
- エ 生徒として不適切な場所への出入り
- オ 定期テスト中の不正行為
- カ クルマ・バイクの暴走行為
- キ 無断バイク通学
- ケ 授業中のスマートフォン等の使用
- コ その他法令・条例に触れる一切の行為及び生徒として望ましくない行為

(4) 校外生活

- ① 校外生活は校内生活と同様、教育活動の重要な一部であるから、生徒としての自覚を堅持し、互いに戒め助け合い社会的責任をもった行為をしなければならない。

② 他団体との関係

他団体との交渉、またはその他活動に参加する場合は学校の指示・許可を受けること。

③ 交通道徳

- ア 交通法規を守ること。
- イ 自転車通学の際は「自転車通学に当たっての留意事項」を遵守し、事故の防止に努めること。
- ウ バス・電車等の車内では老人や身障者などに対して進んで席を譲り、他の乗客に迷惑をかけること。

【自転車通学に当たっての留意事項】

交通事故が多発している今日、次のことに十分注意して、事故に遭わないよう努めること。

- 1 自転車に乗る前に点検・整備・調整を十分に行う。
 - (1) ブレーキはよくきくか。
 - (2) 警音器はよくなるか。
 - (3) タイヤは摩耗していないか。空気圧は十分か。
 - (4) 前照灯・尾灯は点灯するか。反射材は完備しているか。
 - (5) ハンドルは極端に変形していないか。
 - (6) カバン類を乗せる荷台はしっかりしているか。
 - (7) 学校で規定された標識が貼付してあるか。
- 2 自転車に乗るときはかかとをつぶしたりせず、靴をきちんと履いて走行する。
- 3 二人乗りは絶対にしない
- 4 走行するときは車道の左端路側帯または自転車通行可歩道を一列で通行する。また、自転車通行可歩道を通行する場合は、歩行者の通行を妨げないようにする。
- 5 通学路はできるだけ危険の少ない道路を選ぶように努め、狭い道路から広い道路に出るときは、必ず一時停止して安全を確認する。
- 6 道路の横断は信号機のある所か、横断歩道を渡る。
- 7 自転車に係る信号、標示、標識等をよく確認し、守る。
- 8 ヘルメットの着用を推奨する。
- 9 傘さし運転、イヤホンを着用しながらの運転、スマートフォンを利用しながらの運転、二人乗りなど交通法規に違反しない。これらの違反はマナーカード指導とする。
- 10 事故に遭った場合は、(加害、被害の別を問わず)必ず相手の情報を確認しておき、速やかにクラス担任に連絡する。事故現場を離れたり逃げたりせず、誠意ある対応をする。

④ 外出・外泊

ア 外出・外泊をする場合は、保護者にその目的・場所・帰宅予定時間等を告げておくこと。

2 服装規定

(1) 冬 服 (着用期間 10月1日～5月31日)

- ① 上着 (本校指定のもの)
- ② ズボン (本校指定のもの)・スカート (本校指定のもの)。スカート丈は、膝中心とする。
- ③ ネクタイ (本校指定のもの)・リボン (本校指定のもの)。
- ④ ワイシャツ (本校指定のもの) もしくは白無地ワイシャツ・ブラウス (本校指定のもの) もしくは角衿白無地シャツ
- ⑤ スカートの下に、タイツの着用を認める。ただし無地のものとし、色は肌色もしくは黒とする。
- ⑥ セーター・ニットベスト (本校指定のもの)。購入は自由。
- ⑦ 上着のボタン穴に、学年色校章 (エンジ、紺、グリーン) を付ける。
- ⑧ ソックスは派手な色を避ける。
- ⑨ 以上を本校の正装とする。ただし夏季は夏服の規定による。

(2) 夏 服 (着用期間 6月1日～9月30日)

- ① ズボン (本校指定のもの)・スカート (本校指定のもの)。スカート丈は、膝中心とする。
- ② 半袖シャツ (本校指定のもの) もしくは白無地半袖シャツ・半袖ブラウス (本校指定のもの) もしくは角衿白無地シャツ・ポロシャツ (本校指定のもの)
- ③ ネクタイ・リボンは使用しなくてもよい。
- ④ 本校指定のニットベストを着用できる。
- ⑤ ソックスは派手な色を避ける。

⑥ 以上を夏季における正装とする。

3 頭髪規定

(1) 髪型はみだりに流行を追わず、高校生として見苦しくない髪型とする。

4 その他

(1) 化粧やマニキュア、ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット、カラーコンタクトなどは禁止とする。

(2) 通学で防寒着を使用する場合は、派手な色柄を避ける。

(3) 靴は黒・茶の革靴（合成皮革靴も可）とし、運動靴も可とする。サンダル（クロックス等）は禁止とする。

(4) 上履は本校で決めた学年指定のもの以外は使用しない。体育館シューズは、体育館のみの使用とする。

(付記)

令和6年4月 1日 改正

令和6年9月20日 改正